

## ～豊中市内の事業者の皆様へ補助金のご案内～ 豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金制度

### 一般貸付（普通貸付）・新企業育成貸付・企業活力強化貸付の借入れに伴い、支払われた利子の一部を補助します

#### ○対象となる方（以下の①～④の全てに該当することが必要です）

- ①一般貸付（普通貸付）・新企業育成貸付・企業活力強化貸付の借入れをおこなった方
- ②利子補給登録申込時に、豊中市内に事業所を設置し、事業を開始している方  
（登録申込時に豊中市内に事業所を設置しようとし、事業を開始しようとする方も含みます。）
- ③豊中市税を完納している方
  - ・開業して後、納期未到来の場合は、納付しているとみなします。
  - ・NPO法人等で免除の場合は、納付しているとみなします。
- ④豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付要綱第3条第1項第4号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない方  
（注）宗教活動または政治活動を主たる目的とする方又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う方は除く。

#### ○利子補給額

借入れに伴って、支払った利子の一部（当初借入額のうち200万円までにかかる利率1%相当分。百円未満切り捨て。）を3年間補給します。  
（注）借入金の資金用途が、市外にある事業所の運転資金及び設備資金または、市外の物件・事業所への移転資金及び設備資金の場合は対象となりません。

#### **利子補給を受けるまでの手続きの流れ** <詳細は裏面をご覧ください>

- ① 日本政策金融公庫から一般貸付（普通貸付）・新企業育成貸付・企業活力強化貸付の制度で借入れ  
↓
- ②利子補給の登録申込み**※1**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・裏面（1）  
**※1** 借入時から1年以後に登録されますと、補助金の一部または全額が受けられなくなる可能性がありますので、お早めにご登録ください。  
↓
- ③利子補給金の交付申込み兼交付請求**※2**・・・・・・・・・・・・・・・・裏面（2）  
**※2** 毎年交付申込手続きをおとりいただく時期になりましたら、市役所から交付申込兼請求のご案内を送付いたします。ご案内に沿って、お手続きください。

(1) 利子補給対象融資の登録申込について(登録は、利子補給金交付対象期間内において1事業者1融資のみです)

利子補給を受ける場合、融資登録申込手続きが必要です。融資登録申込は随時受付しております。下記必要書類を持って豊中市産業振興課までお越しください。

○融資登録時に必要な書類 \*①～④を揃えて申し込みください。

①	豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金登録申込書(第1号様式)
②	お支払額明細書(日本政策金融公庫から送付されます)
③	豊中市税に未納のない証明書(写)
※1	豊中市税が課税されていない市外居住者の場合…居住地の市税の完納を証する書類(写)
※2	NPO法人で課税免除の場合…豊中市税に未納のない証明書(写)
④	個人事業主の方及び上記③で豊中市内に事業所を設置(しよう)し、事業を開始(しよう)していることが確認できない法人… 豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることのできる書類(写)または 豊中市内に事業所を設置しようとし、事業を開始しようとしていることのできる書類(写) (例) 事業所所在地の記載のある確定申告関係書類(確定申告書、所得税青色申告決算書、収支内訳書)、個人事業の開業等届出書、法人設立届出書、履歴事項全部証明書、法人等の設立・異動等の申告書、店舗・事業所等の賃貸契約書、店舗・事業所等の改装契約書等

○お持ちいただくもの

- ・申込人希望振込先通帳

(2) 利子補給金交付申込兼請求について

登録後、毎年交付申込及び交付請求が必要です。

交付時期が到来した時に、市役所から交付申込のご案内文書を送付しますので、ご確認のうえ、豊中市産業振興課までお手続きください。(手続きは郵送又は持参ください。)

○利子補給交付申込時に必要な書類

豊中市・日本政策金融公庫国民生活事業利子補給金交付申込書兼請求書(第6号様式)

※登録後、毎年交付申込が必要です。過去数年分をまとめて申込みことはできません。

【受付場所及び問合せ先】

豊中市役所都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第一庁舎5階

TEL: 06-6858-2189